飯能市土地区画整理事業ニュース

令和2年6月合併号

1 令和2年度の主な事業予定

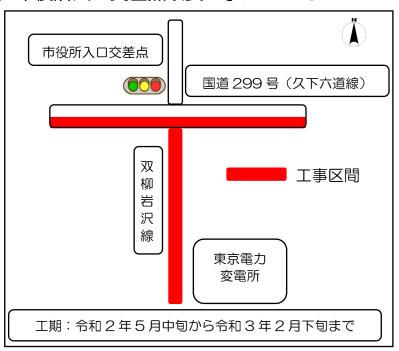
2 区画整理課からのお知らせ

1 令和2年度の主な事業予定

(1) 笠縫地区

国道 299号(久下六道線)市役所入口交差点改良工事について

国道 299 号(久下六道線)市役所 入口交差点周辺の工事を着手しました。完成は令和3年2月下旬を予定し、 工事完成後は、加治小学校方面から富 士見通りを経由し、国道 299 号バイ パスヘアクセスすることが可能となり、市内南北の往来が便利になります。 この道路の開通により、防災面では 緊急車両等の到着時間の短縮や利便性 が向上することで地域の活性化への効 果が期待されるところです。



(2) 双柳南部地区(除外地区含む)

① 新たな仮換地(案)の設計について

地権者の皆さまのご協力により、平成 28 年度より進めてまいりました事業の見直しに つきましては、令和元年7月5日に事業計画変更の公告を行ったところです。これにより、 現況を重視した整備計画となったため、これまでの換地設計を改めて行う必要があります。 現在では、新たな換地設計(案)の作成を進めており、土地区画整理審議会からの意見を 経たうえで、地権者の皆さまへ個別に説明をさせていただく機会を設けます。なお、開催 時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」が全面解除となった ところでありますが、感染拡大の第2波が押し寄せることも危惧されていることから、今 後の状況を注視したうえで日程を決定させていただきます。

② 阿須小久保線整備に係わる測量設計について(双柳南部工区)

事業の見直しにより区画整理から除かれた阿須小久保線の整備に着手するため、道路用地に必要な用地の確定測量や工事のための道路設計を行います。これにより、用地の立会いが必要となることから、関係する地権者の皆さまには、直接郵送により立会い等のお知らせをさせていただきます。なお、立会い時期については 10 月頃からを予定しています。

(3) 岩沢北部・岩沢南部地区(除外地区含む)

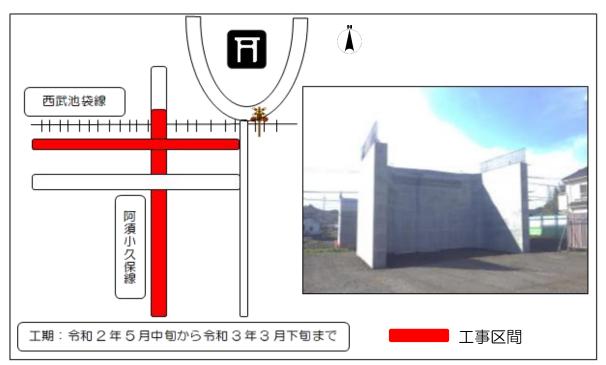
① 阿須小久保線整備について(岩沢工区)

阿須小久保線については、西武池袋線を跨ぐ跨線橋の土台となる下部工工事が、令和 2 年 2 月に完成し、橋桁は、三重県津市の工場で仮組した状態で検査を行い製作が完了した ことを確認しました。なお、跨線橋部分の開通は令和 4 年 3 月を予定しています。

令和 2 年度の工事は、西武池袋線の上空に橋桁を架設する工事や線路南側では、取付道路の盛土工事といった大規模な工事を予定しています。 架設の日程は未定ですが、7 月から 9 月の間までの一週間程度の期間で、終電車から始発電車までの時間帯(午前 2 時頃から午前 4 時頃まで)にかけて大型クレーンなどにより行われます。

なお、工事の見学は可能ですが、見学の際は交通誘導員等の指示に必ず従うようにご協力をお願いします。

阿須小久保線の跨線橋部分の開通後には、阿須方面から跨線橋を越え、双柳岩沢線を経由 し国道 299 号市役所入口交差点へ、さらに北上すると国道 299 号バイパスヘアクセスす ることができ、市内を南北に縦断するルートの一部が形成されることで、移動時間の短縮や 交通渋滞などの緩和が期待されます。



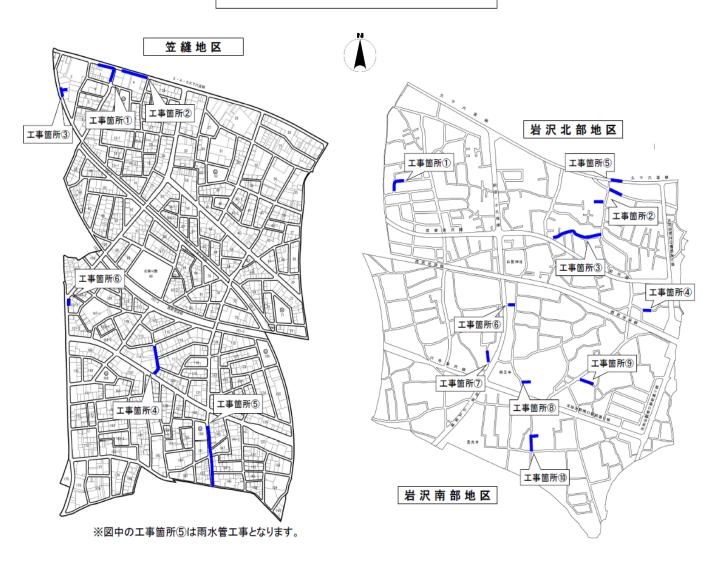
② 元加治第3号踏切道廃止に伴う代替施設について

阿須小久保線の整備により廃止される元加治第3号踏切の代替施設について、西武池袋線の北側では、阿須小久保線本線の東側の歩道から、斜路(スロープ)付階段で、白髪白山神社脇に降りることができます。西武池袋線の南側については、市道1-1900号線から斜路(スロープ)により阿須小久保線本線に乗り入れることとなります。

また、この市道は、阿須小久保線本線と交差する位置にボックスカルバートを設置することで、歩行者限定となりますが、本線下の通り抜けが可能となります。

(4) 令和2年度下水道工事予定について

工事箇所図



工事期間中は交通規制などご不便をおかけすることとなりますが、影響をできる限り軽減する工夫を行ってまいります。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

2 区 画 整 理 課 か ら の お 知 ら せ

○建築行為等(開発行為等)を行う際はご注意願います

■区画整理地区

土地区画整理事業地内において、建築行為(開発行為)やブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課へご相談ください。

■区画整理除外地区(双柳南部地区、岩沢北部地区、岩沢南部地区の各一部) 土地区画整理事業から除外された地区で、建築行為(開発行為)やブロック塀などの工作物 を設置する場合には、地区計画の届出が必要になります。

また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課またはまちづくり推進課へご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、所有権移転、住所変更等がありましたら、法務局への登記とは別に、必要書類(登記事項証明書等)を添付の上、区画整理課へ届出をお願いいたします。郵送等による届出も可能ですのでお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

5月4日、新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が厚生労働省により公表されました。本市においてもホームページや SNS で市民の皆様に周知をしています。

「新しい生活様式」には4つの実践例があります。①一人ひとりの基本的感染対策(身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い等)、②日常生活を営む上での基本的生活様式(こまめに換気・3密の回避・健康チェック等)、③日常生活の各場面別の生活様式(買い物・娯楽・食事等)、④働き方の新しいスタイル(テレワーク・時差出勤・オンライン会議等)です。これらを、日常生活の中に意識し、安心して暮らせる地域を目指しましょう。

土地区画整理事務所では、来所者と職員の健康と安全に配慮し、感染症拡大防止対策を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。



編集発行 飯能市区画整理課(土地区画整理事務所内)

住 所 飯能市大字笠縫112-1 電 話 042-973-8682

F A X 042-972-1242

Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp